

**特徴のある技術・ノウハウを軸にしたブ
ランド力の構築と海外販路開拓による
中小企業の売上向上支援事業
(海外販路開拓分野)
事業計画募集のご案内**

公益財団法人京都高度技術研究所

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地

TEL : 075-315-3692 FAX : 075-315-6634

E-MAIL : gnt_info@astem.or.jp URL : <http://www.astem.or.jp/>

1 概要

京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定や、オスカー認定、知恵創出“目の輝き”認定の様々な認定制度を通じて発掘された有望なベンチャー・中小企業に対して、技術・ノウハウ・デザイン等の知的財産を活かした海外販路開拓に係る適切な支援策を検討・展開するとともに、海外市場で求められる製品開発を支援することにより、海外でも事業分野のトップを目指せる企業への成長・発展に向けて支援を行います。

2 目的

海外の市場ニーズを的確に捉え、技術・ノウハウ・デザイン等の知的財産を活かした新たな製品開発や技術力の向上を目指す企業を集中的に支援することにより、次代の京都経済を担うグローバル企業への成長を加速させ、企業の収益増や雇用の増加等を促進することで、更なる京都経済の活性化を図ります。

3 事業期間と支援金額

事業期間	交付決定日～平成30年1月31日
支援金額	1件あたり上限100万円
補助率	対象事業費（消費税抜）の3分の2以内

採択件数：7～8件予定

4 応募資格

- ・京都市内に本店、支店、営業所、工場、その他事業所を有する中小企業者であること。
- ・みなし大企業に該当しない中小企業者であること。
- ・京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定、オスカー認定、知恵創出“目の輝き”認定のいずれかの認定を受けた企業で京都市税の滞納がない者であること。

5 応募内容

海外の市場ニーズを的確に捉え、技術・ノウハウ・デザイン等の知的財産を活かした海外販路開拓を目指す事業展開を行うことにより、国際競争力を高め、次代の京都経済を担うグローバル企業への成長・発展を図る事業計画。

6 応募期間

平成 29 年 5 月 24 日～平成 29 年 6 月 8 日(必着)

7 応募方法・必要書類

趣旨を御理解のうえ、事業計画を作成し、ご応募(郵送または持参)ください。様式は当財団のホームページからダウンロードできます。

(ホームページ <http://www.astem.or.jp/business/support/gnt>)

- ①事業計画評価申請書(申請書・サマリーシート)
- ②企業概要や製品(商品)カタログ等のパンフレット
- ③企業の活動内容や事業が分かる資料(雑誌・新聞記事等)
- ④直近 1 期分の京都市税納税証明書(法人市民税・事業所税)

[提出先・問い合わせ先]

公益財団法人京都高度技術研究所 企業特化型支援部(担当:湯浅)

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

TEL : 075-315-3692 FAX : 075-315-6634

E-MAIL : gnt_info@astem.or.jp URL : <http://www.astem.or.jp/>

受付時間 : 平日(除: 祝休日)10:00～12:00、13:00～17:00(祝祭日を除く)

8 審査の視点・認定

公益財団法人京都高度技術研究所及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所が設置する支援協議会において、下記の視点から書類審査を行い、技術・ノウハウ・デザイン等の知的財産を活かした次代の京都経済を担うグローバル企業への成長が期待される企業の事業計画を選定します。

審査の視点	
企業	事業計画
・ 企業の強み ・ 社内外の体制	・ 優位性 ・ 市場性 ・ 実現可能性

9 選定企業に対する支援

当財団のコーディネータによるハンズオン支援として、認定企業のグローバル展開にかかわる

課題を整理・分析し、適切な支援策を検討・実施いたします。また地方独立行政法人産業技術研究所による技術指導のほか、必要に応じて海外市場で求められる製品の開発や事業可能性調査にかかる補助を行います。

1 0 事業実施に当たりの留意点

この事業の予算の適正執行を期するために、必要があるときは事業実施期間中にも報告を求め当財団職員による現地検査を行うことがあります。

また、国費が充当されていることから、会計検査院の検査対象となるため、会計検査院の現地検査等の対象となることがあります。

本事業の経理については、本事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業期間完了日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくことが必要です。

1 1 成果フォロー及び公表への協力をお願い

この事業終了後、事業の成果(事業の売上獲得等の進捗状況、補助事業者全体の売上増、雇用増等の波及効果の状況)について継続して調査させていただきますので、御協力ください。

また、補助事業実施者に成果の発表をしていただくことがありますので、御協力ください。

記入要領

1 作成書類

- ①事業計画書
- ②サマリーシート

2 作成時の注意事項

- (1) 「個人情報の取り扱いについて」をお読みいただき、同意のうえ作成してください。
- (2) 申請の対象とする事業においては、事業計画に応じた製品開発や事業展開可能性調査に関する補助金を別途、申請手続きのうえ、ご利用いただけますが、同様の国や府等の公的な助成金の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合は、ご利用いただけません。また、交付決定以降についても、同一の事業に対し他の公的な助成金を重複して受けることが判明した場合は、交付の取消しや交付金の返還を求める場合があります。

3 事業計画サマリーシート

- (1) 企業概要、企業の経歴、表彰実績等

- ・企業概要の業種については、「日本産業標準分類」に示す小分類のうち、貴社の主となる事業内容の業種を記載してください。

日本産業標準分類は、総務省統計局のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>

[現行の日本産業標準分類→分類項目名、説明及び内容例示（一覧表示）で表示される3桁の数字部分の表記が小分類となります]

- (2) 事業計画

具体的に以下の項目について、箇条書き（3～5項目程度）にする等、分かりやすく記載してください。

- ・事業計画名
- ・事業計画の具体的内容（技術・製品開発、事業可能性調査、展示会出展計画、販売計画、生産計画、海外展開対象国・地域等）
- ・事業計画作成に至った動機・背景
- ・事業環境の分析（他社状況、競合状況、シェア、既存技術・市場との違い・差別化、計画の新規性等）
- ・本事業推進における自社の強み（保有技術、知的財産、ノウハウ等）
- ・計画実施体制（社内人材概要、支援パートナー、社外ネットワーク等）
- ・計画実現に向けての行動計画及び事業目標（行動スケジュール、事業目標、目標達成の実現可能性・根拠等）
- ・計画実現に当たっての課題・問題点と支援要望事項（技術・製品開発、事業可能性調査等）
- ・支援申請費（「費目」には「試作品製作費」、「調査費」等記載。（内訳）は費目表から選択）